

第10号議案

OAシステム等の業務委託基本契約に基づく個別契約の決裁権限について
(案)

1. システム改良の個別契約における決裁権限移譲の継続

OAシステム、スイッチング支援システム及び広域機関システムについては、今後もシステム改良を継続して実施することから、その業務委託手続を円滑に行うため、委託先が実施する作業の種類、作業プロセス、作業単価、個別案件の発注様式等の基本的な枠組みを定める基本契約を締結している。

この基本契約に基づき個別の改良作業委託を発注する際は、都度事前の決裁を経ることとし、権限表の定めにかかわらず、以下の基準で処理することを、2019年度の以下の期間も継続して実施する。

対象期間 : 2019年4月1日～2020年3月31日

処理基準:

(案件種別)	(決裁箇所)
予定価格が、4,000万円を超える案件	理事会
予定価格が、2,000万円を超えかつ4,000万円以下の案件	事務局長
予定価格が、2,000万円以下の案件	総務部長

<契約概要>

件名	OAシステム ソフトウェア開発委託基本契約
契約先	富士通株式会社
契約期間	2017年4月1日～
契約単価	PM: 万円/月、SE: 万円/月、PG: 万円/月
件名	スイッチング支援システム改良業務委託基本契約
契約先	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
契約期間	2018年4月1日～
契約単価	PM: 万円/月、SE: 万円/月、PG: 万円/月
件名	電力広域的運営推進機関システム開発委託に関する基本契約
契約先	株式会社日立製作所
契約期間	2017年4月1日～
契約単価	PM: 万円/月、上級SE: 万円/月、 SE: 万円/月、PG: 万円/月

以上

【添付資料】

参考1: OAシステム等の業務委託基本契約に基づく個別契約の決裁権限について。